

九州大学総長補佐の選考等に関する規則

平成30年度九大規則第14号
制 定：平成30年 6月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、総長補佐の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 総長補佐は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が選考する。

2 総長補佐は、本学の教授その他の職員の兼務とする。

(選考の時期)

第3条 総長補佐の選考は、次のいずれかに該当する場合その他の場合において、総長が必要と認めたとときに行う。

- (1) 総長補佐の任期が満了するとき。
- (2) 総長補佐が辞任を申し出たとき。
- (3) 総長補佐が欠員になったとき。

(任期)

第4条 総長補佐の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。ただし、当該総長補佐への就任時における総長の任期の終期を超えることはできない。

2 総長補佐は、再任されることができる。

(解任)

第5条 総長は、総長補佐が次のいずれかに該当するとき、その他総長補佐たるに適しないと認めるときは、その総長補佐を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、総長補佐の選考等に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。